令和2年

# 遺留分の対象財産はどこからどこまで?

遺留分の対象財産

特別受益(死亡前10年以内)

相続発生時の遺産

相続税の対象財産

生前贈与(死亡前3年以内)

相続発生時の遺産

遺留分の対象財産はざっくり図で説明するとこのような感じです。相続税の対象財産とは範囲が違います。

# 「特別受益」って何?

相続人の中に、被相続人(亡くなった人)から生前に遺産の前渡し となるような多額の贈与を受けた、または遺言によって財産を譲り 受けた(「遺贈」といいます。)人がいることがあります。

この生前贈与や遺贈で譲り受けた財産のことを「特別受益」と言い

このような特別受益がある場合には各相続人の公平をはかるため 生前贈与や遺贈の額を相続財産の中に加算して、遺産分割をする ことになります。

### 相続法改正セミナー(無料)を開催します。

日時:令和2年3月1日(日) 14:00~15:30

メインの内容:特別寄与料

令和2年3月28日(土) 14:00~15:30 メインの内容:預貯金の仮払い制度

令和2年4月25日(土) 14:00~15:30

メインの内容:配偶者居住権

くわしくはこちら をご覧ください。

場所:ふじみ野市立産業文化センター

第一会議室 〒356-0056

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目10番48号

東武東上線 ふじみ野駅から徒歩7分



#### 発行元



〒354-0034 富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102 大曽根行政書士事務所 TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時~17時 土日祝日も営業(不定休) 初めてのご相談は無料です。





https://office-osone.com/



は、

、税金面は、遺産

「から見た場合には、遺産分割をやHに分割のやり直しは何度でもできま

遺産分割をやり直

すのは

という場合、

、遺産分割のやり直しはできるのでしょう

遺産分割協議を税務的には遺産問題がありませきます。

産

または

所得

税

が課されてしまう場合があるからです。されら直しにより、新たに取得した財産に

合いは慎重にやりたいものですね

紫をやり直さなくてもよいように、

遺産の調査や話



)たものの、相続人の間で考えがかわった、新たに他の遺産が見定産分割協議がまとまったため、名義変更などの分割手続を始



### 相続新制度開始スケジュール 及び

改正前後の新法適用の有無に ついては下記のとおりです。

2019年1月13日 自筆証書遺言の様式緩和

パソコン等で作成した財産目録の添付 は2019年1月13日以降に作成した自筆 証書遺言でないと有効ではありません。

2019年7月 1日 預貯金仮払い制度開始

2019年7月1日より前に開始した相続でも 仮払いの請求ができます。

・配偶者に対する自宅の生前贈与 が遺産分割の対象外に

**2019年7月1日より前にした**遺贈又は贈与については**新法の適用なし**。

・遺産の使い込みに対する扱いの改正

2019年7月1日より前に開始した相続に ついては**新法の適用なし**。

・遺言執行者の権限に関する改正

2019年7月1日より前に開始した相続にであっても、この日より後に遺言執行者となった者には新法の適用あり。

・ 遺留分減殺請求→遺留分侵害請求に

2019年7月1日より前に開始した相続については**新法の適用なし**。

・介護した親族が相続人に対し金銭的 請求できる

2019年7月1日より前に開始した相続に ついては**新法の適用なし**。

2020年4月 1日 配偶者居住権

2020年4月1日より前に、配偶者居住権 を遺贈するという内容を遺言書に書いて おいても新法は適用されません。

2020年7月10日 自筆証書遺言の預かり制度開始

## パラリーがル事件簿 「空き家で 財産探し」

「相続財産管理に来る仕事の中に か 不 いない人の 判 支 たら 金 正在 むてく Pff それは 75 か 説 なった ייש え、 日遺 明すると 国た 売を 9 お却 す。作金が 金 所





